

香川県漁業調整規則をここに公布する。

令和2年11月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第61号

香川県漁業調整規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 漁業の許可（第4条—第31条）

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第32条—第43条）

第4章 漁業の取締り（第44条—第47条）

第5章 雑則（第48条—第53条）

第6章 罰則（第54条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令とあいまって、本県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（県内に住所を有しない者の申請又は届出）

第2条 県内に住所を有しない者は、第8条第1項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第3条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

（1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第2章 漁業の許可

(知事による漁業の許可)

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第3号、第8号、第15号、第22号、第26号及び第28号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網（第32条第2号に掲げる漁業の方法を除く。）により行う漁業
- (2) 機船船びき網漁業 海面において総トン数5トン未満の動力漁船を使用して機船船びき網により行う漁業
- (3) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
- (4) 袋まち網漁業 海面において袋まち網により行う漁業
- (5) ごち網漁業 海面においてごち網（第32条第1号に掲げる漁業の方法を除く。）により行う漁業
- (6) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業
- (7) さし網漁業 海面において船舶を使用してさし網により行う漁業（次号に掲げる固定式さし網漁業を除く。）
- (8) 固定式さし網漁業 海面において船舶を使用して固定式さし網により行う漁業
- (9) すくい網漁業 海面においてすくい網により行う漁業
- (10) たこつばなわ漁業 海面において船舶を使用してたこつばなわ（いいだこつばなわを含む。）により行う漁業
- (11) 延なわ漁業 海面において動力漁船を使用して延なわ（たい、はも又はあなごをとることを目的とするものに限る。）により行う漁業
- (12) せん漁業 海面において船舶を使用してせん（かご、いか巣及びいかつけを含む。）により行う漁業（第10号に掲げるたこつばなわ漁業を除く。）
- (13) 空釣りなわ漁業 海面において空釣りなわにより行う漁業
- (14) 潜水器漁業 海面において船舶を使用して潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
- (15) いさり漁業 海面において船舶を使用していさり（ほこ、やす、はぐ又はかぎを使用するもの（火光を利用するものを含む。）に限る。）により行う漁業
- (16) まて突漁業 海面においてまて突により行う漁業

- (17) えむしかけ漁業 海面においてえむしかけ（ゆうかけを含む。）により行う漁業
- (18) まきえ釣り漁業 海面においてまきえ釣りにより行う漁業
- (19) ひき釣り漁業 海面においてひき釣り（さわら又はひらをとることを目的とするものに限る。）により行う漁業
- (20) まだこ釣り漁業 海面においてまだこ釣りにより行う漁業
- (21) 船舶を使用しないさし網漁業 海面において船舶を使用しないでさし網により行う漁業（次号に掲げる船舶を使用しない固定式さし網漁業を除く。）
- (22) 船舶を使用しない固定式さし網漁業 海面において船舶を使用しないで固定式さし網により行う漁業
- (23) 船舶を使用しないたこつばなわ漁業 海面において船舶を使用しないでたこつばなわ（いいだこつばなわを含む。）により行う漁業
- (24) 船舶を使用しないせん漁業 海面において船舶を使用しないでせん（かご、いか巣及びいかつけを含む。）により行う漁業（前号に掲げる船舶を使用しないたこつばなわ漁業を除く。）
- (25) 船舶を使用しない潜水器漁業 海面において船舶を使用しないで潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
- (26) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (27) 建干網漁業 海面において建干網により行う漁業
- (28) 素潜り漁業 海面において素潜り（あわび又はなまこをとることを目的とするものに限る。）により行う漁業
- (29) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号から第20号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第6条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第7条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号から第20号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（1）申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）知事許可漁業の種類

（3）操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

（4）漁具の種類、数及び規模

（5）使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

（6）その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

（1）申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合

（2）その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許

可又は起業の認可をしなければならない。

- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をしたその後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第12条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

（許可等の条件）

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業

の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（継続の許可又は起業の認可等）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

（1） 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

（2） 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

（3） 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

（4） 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないとき認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

（許可の有効期間）

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

（1） 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第1号から第28号までに掲げる漁業 3年

（2） 第4条第1項第29号に掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第16条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- (4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
- (5) 変更の内容
- (6) 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第17条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
- (2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- (3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第19条 許可を受けた者は、1漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期 限
小型機船底びき網漁業、延なわ漁業、いさり漁業及び素潜り漁業	漁業時期の開始の日以後6月を経過した日から30日以内及び漁業時期の終了後30日以内
うなぎ稚魚漁業	翌月の10日まで
上記以外の漁業	漁業時期の終了後30日以内

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 許可を受けた者の氏名(法人にあつては、その名称)

- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(漁業調整等の必要による許可等の取消し等)

第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の船名、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

- (5) 許可の有効期間
- (6) 条件
- (7) その他参考となるべき事項
(許可証の備付け等の義務)

第25条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
(許可証の譲渡等の禁止)

第26条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
(許可証の書換え交付の申請)

第27条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第28条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第29条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第13条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第16条第1項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (3) 第17条第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 第22条第2項又は第23条第1項の規定により、許可の変更をしたとき。
- (5) 第27条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(許可証の返納)

第30条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。

前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第31条 小型機船底びき網漁業又は瀬戸内海機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側のおおむね中央部又は船橋の両側に第1号様式による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 2 小型機船底びき網漁業又は瀬戸内海機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第32条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

- (1) ばた網
- (2) 石繰網

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) もんどり
- (2) 延なわ
- (3) えびすくい網
- (4) 建干網
- (5) 瀬張網
- (6) 地びき網
- (7) 投網
- (8) しばづけ
- (9) うなぎかき
- (10) かえどり (動力を利用するものに限る。)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 第4条第1項第29号の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
- (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可(以下この条において「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(6) その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

(1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合

(2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(3) 許可の有効期間

(4) 条件

(5) その他参考となるべき事項

10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(保護水面における採捕の制限)

第34条 何人も、次の表に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定によって指定されたものをいう。）の区域において、水産動植物を採捕してはならない。

保 護 水 面 の 区 域
(観音寺市伊吹町西部海域) 1 観音寺市伊吹町字真浦上1769番に管理者が建設した標柱の位置（甲点）と甲点より270度（真方位による。以下同じ。）390メートルの点（乙点）を結ぶ直線 2 乙点と同町字西ノ内1764番に管理者が建設した標柱の位置（丙点）より266度450メートルの点（丁点）を結ぶ直線 3 丁点と丙点を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域
(三豊市詫間町粟島北部海域) 1 三豊市詫間町粟島字阿島2649番1地先船隠港防波堤基部に管理者が建設した標柱の位置（甲点）と甲点より63度640メートルの点（乙点）を結ぶ直線 2 乙点と同町粟島字馬城525番2地先に管理者が建設した標柱の位置（丙点）より353度850メートルの点（丁点）を結ぶ直線 3 丁点と丙点を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域
(坂出市王越町乃生北部海域) 1 坂出市王越町乃生字大越4040番1に管理者が建設した標柱の位置（甲点）と同町乃生字飛地1779番29地先に管理者が建設した標柱の位置（乙点）より84度30分110メートルの点（丙点）を結ぶ直線 2 丙点と乙点より2度50分365メートルの点（丁点）を結ぶ直線 3 丁点と同町乃生字大越3978番に管理者が建設した標柱の位置（戊点）より0度440メートルの点（己点）を結ぶ直線

4 己点と戊点を結ぶ直線

上記の1、2、3及び4の4直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

(水産資源を保護培養している海域における採捕の制限)

第35条 何人も、次の表に掲げる禁止区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

禁 止 区 域
(観音寺市伊吹町股島東部海域) 1 観音寺市伊吹町股島護岸北端に知事が建設した標柱の位置(甲点)より同市伊吹島北端(乙点)見通線上70メートルの点(丙点)と甲点より乙点見通線上270メートルの点(丁点)を結ぶ直線 2 丁点と同町小股大剣岩高頂(戊点)より乙点見通線上270メートルの点(己点)を結ぶ直線 3 己点と戊点より乙点見通線上70メートルの点(庚点)を結ぶ直線 4 庚点と丙点を結ぶ直線 上記の1、2、3及び4の4直線によって囲まれた海域
(香川郡直島町向島西部海域) 1 香川郡直島町直島港向島2号水門南端(甲点)と甲点より290度147メートルの点に知事が建設した標柱の位置(乙点)を結ぶ直線 2 乙点と、乙点より同町家島西端見通線と同町2936番地に隣接する無番地に知事が建設した標柱の位置(丙点)より同町直島港塩田護岸北西端見通線との交差点(丁点)を結ぶ直線 3 丁点と丙点を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

(漁具漁法の制限及び禁止)

第36条 何人も、水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

2 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) 火光を利用してする漁法(中型まき網漁業及び小型まき網漁業のうちいわし巾着網漁業、敷網漁業、点火いさり漁業並びにうなぎ稚魚漁業を除く。)

(2) 水中発射装置を有するもり及びやす

(3) 船舶を固定し、動力によって生じる水流を利用して海底の土砂を掘り起こす方法を用いてする漁法

(4) めばるこぎ網

(5) そろばんこぎ網

3 何人も、内水面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) まきえを使用する漁法

(2) 建網

第37条 何人も、次に掲げる水産植物を、5月1日から8月31日までの間、漁船を使用して採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

(1) いばらのり

(2) かぎいばらのり

(3) おごのり

(4) えごのり

(5) いぎす

(禁止区域等)

第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる海域においては、同表の右欄に掲げる小型機船底びき網漁業を操業してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

海	域	小型機船底びき網漁業
(香川、徳島県境から高松市庵治町御殿鼻までの海域)		小型機船底びき網漁業 (なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)
1	東かがわ市一子島頂より同市松島北端を経て徳島県鳴門市北灘陸岸に至る直線	
2	東かがわ市一子島頂とさぬき市小田馬ケ鼻を結ぶ直線	
3	同馬ケ鼻と同市鴨庄大串崎を結ぶ直線	
4	同大串崎と、同大串崎より高松市庵治町竹居鼻見通線と同町平谷鼻より同市カナワ岩灯台見通線との交差点を結ぶ直線	
5	同交差点と、同市庵治町平谷鼻より同市カナワ岩灯台見通線と同市高島北端より同市庵治町竹居鼻見	

<p>通線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>6 甲点と同竹居鼻を結ぶ直線</p> <p>7 同竹居鼻と同市庵治町江ノ浜の鼻を結ぶ直線</p> <p>8 同江ノ浜の鼻と同市庵治町御殿鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3、4、5、6、7及び8の8直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち香川県海域</p>	
<p>(屋島湾及び高松市庵治町北部諸島周辺海域)</p> <p>1 高松市庵治町御殿鼻と同市大島東南端を結ぶ直線</p> <p>2 同大島東南端と同市鎧島東南端を結ぶ直線</p> <p>3 同鎧島東南端と同市兜島東南端を結ぶ直線</p> <p>4 同市兜島北端と同市大島アナクチ鼻を結ぶ直線</p> <p>5 同アナクチ鼻と同市矢竹島頂を結ぶ直線</p> <p>6 同矢竹島頂と同市大島アバギノ鼻を結ぶ直線</p> <p>7 同アバギノ鼻と同市屋島西町長崎鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3、4、5、6及び7の7直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）</p>
<p>(小豆郡周辺海域)</p> <p>1 小豆郡土庄町豊島仏崎と、同仏崎より香川郡直島町向島東北端見通線と同町柏島立烏帽子鼻より小豆郡土庄町豊島ウシロトビ崎見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、香川郡直島町柏島立烏帽子鼻より小豆郡土庄町豊島ウシロトビ崎見通延長線と香川郡直島町井島団子山頂より小豆郡土庄町葛島北西端見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と、香川郡直島町井島団子山頂より小豆郡土庄町葛島北西端見通線と同町豊島宮崎より岡山県瀬戸内市前島西端見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線</p> <p>4 乙点と、小豆郡土庄町豊島宮崎より岡山県瀬戸内市前島西端見通線と同県玉野市井島北端より兵庫県姫路市松島頂見通線との交差点（丙点）を結ぶ直線</p>	<p>小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）</p>

<p>5 丙点と、岡山県玉野市井島北端より兵庫県姫路市松島頂見通線と同県赤穂市御前岩灯台より東かがわ市一子島頂見通線との交差点（丁点）を結ぶ直線</p> <p>6 丁点と、兵庫県赤穂市御前岩灯台より東かがわ市一子島頂見通線と高松市大島北端部高頂より小豆郡小豆島町地蔵崎（三都）見通延長線との交差点（戊点）を結ぶ直線</p> <p>7 戊点と同地蔵崎（三都）を結ぶ直線</p> <p>8 同町崩鼻と同町長者ヶ鼻を結ぶ直線</p> <p>9 同長者ヶ鼻と同郡土庄町黒崎（千軒）を結ぶ直線</p> <p>10 同黒崎（千軒）と同町豊島仏崎を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3、4、5、6、7、8、9及び10の10直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>（高松市屋島西町長崎鼻から坂出市王越町大崎の鼻までの海域）</p> <p>1 高松市屋島西町長崎鼻と、同市大島アバキノ鼻より同市屋島西町長崎鼻見通延長線と同市屋島東町屋島山頂屋島寺より同市生島町串山頂見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、同市屋島東町屋島山頂屋島寺より同市生島町串山頂見通線と坂出市王越町大崎の鼻より高松市神在川窪町神在鼻見通延長線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と坂出市王越町大崎の鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）</p>
<p>（坂出市王越町大崎の鼻から同町乃生崎までの海域）</p> <p>1 坂出市王越町大崎の鼻と同町宮の鼻を結ぶ直線</p> <p>2 同宮の鼻と同町乃生崎を結ぶ直線</p> <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>すべての小型機船底びき網漁業</p>
<p>（坂出市王越町乃生崎から三豊市詫間町高谷鼻までの海域）</p> <p>1 坂出市王越町乃生崎西端と、同乃生崎西端より同市川津町金山頂見通線と同市大屋富町松浦塩田北西角より丸亀市上真島頂見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と同市上真島頂を結ぶ直線</p>	<p>小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）</p>

<p>3 同上真島頂と同市下真島頂を結ぶ直線</p> <p>4 同下真島頂と仲多度郡多度津町亀笠島頂を結ぶ直線</p> <p>5 同亀笠島頂と三豊市詫間町高谷鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3、4及び5の5直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>(高松市女木島東側海域)</p> <p>1 高松市女木島北端と、同女木島北端より同市大島アナクチ鼻見通線と小豆郡土庄町戸形崎より高松市西宝町石清尾山頂見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、小豆郡土庄町戸形崎より高松市西宝町石清尾山頂見通線と同市屋島西町長崎鼻より同市女木島帆槌鼻見通線との交差点(甲点)を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と同市女木島帆槌鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業(打瀬網漁業を除く。)</p>
<p>(高松市女木島西側海域)</p> <p>1 高松市女木島帆槌鼻と、同帆槌鼻より香川郡直島町荒神島西南端見通線と高松市女木島中央高頂より同市小槌島頂見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と同市女木島中央高頂を結ぶ直線</p> <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>すべての小型機船底びき網漁業</p>
<p>(高松市男木島周辺海域)</p> <p>1 高松市男木島灯台と、同男木島灯台より同市兜島鑑崎見通線と小豆郡土庄町豊島仏崎より高松市女木島東端見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、小豆郡土庄町豊島仏崎より高松市女木島東端と同市男木島南端より同市小槌島頂見通延長線との交差点(甲点)を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と、同市男木島南端より同市小槌島頂見通線と同市生島町紅峰より同市男木島灯台見通線との交差点(乙点)を結ぶ直線</p> <p>4 乙点と同男木島灯台を結ぶ直線</p>	<p>小型機船底びき網漁業(打瀬網漁業を除く。)</p>

<p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域</p> <p>(香川郡直島町直島東側海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 香川郡直島町揚島北端と同町直島地藏山頂を結ぶ直線 2 同町揚島北端と同町柏島鵜の糞鼻を結ぶ直線 3 同町柏島立烏帽子鼻と同町尾高島西北端を結ぶ直線 4 同尾高島西北端と同町向島荒ヶ鼻を結ぶ直線 5 同荒ヶ鼻と同町家島東北端を結ぶ直線 6 同家島東北端と同町家島北端を結ぶ直線 7 同家島北端と同町局島南端を結ぶ直線 8 同局島南端と同町直島重石ノ鼻を結ぶ直線 <p>上記の1、2、3、4、5、6、7及び8の8直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）</p>
<p>(香川郡直島町荒神島周辺海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 香川郡直島町荒神島西北端より同町荒神島東北端を経て同町直島に至る直線 2 同町荒神島西南端と同町直島串山鼻を結ぶ直線 <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）</p>
<p>(香川郡直島町井島西側海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 香川郡直島町井島鞍掛の鼻と、同鞍掛の鼻より同町京の上臈島東北端見通線と同町向島北端より同町井島ヘラガ崎見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と同ヘラガ崎を結ぶ直線 <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）</p>
<p>(香川郡直島町北部諸島周辺海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡山県玉野市山田町出崎と、同出崎より同市十禅寺山見通線と同市山田町大上ヶ辻山頂より同市長崎見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同交差点より香川郡直島町局島東北端見通線と同町直島重石ノ鼻より同町京の上臈島東 	<p>小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）</p>

<p>端見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と、同町直島重石ノ鼻より同町京の上臈島東端見通線と同町局島南端より岡山県玉野市長崎見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線</p> <p>4 乙点と同長崎を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち香川県海域</p>	
<p>（香川郡直島町地先葛島水道海域）</p> <p>1 岡山県玉野市高辺崎と香川郡直島町葛島北端を結ぶ直線</p> <p>2 同町葛島西端と岡山県玉野市蛸崎を結ぶ直線</p> <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち香川県海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）</p>
<p>（坂出市小瀬居島東側海域）</p> <p>1 坂出市小瀬居島南端と、同小瀬居島南端より丸亀市本島ジョウケンボ鼻見通延長線と坂出市櫃石島南端より同市岩黒島東北端見通延長線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、同市王越町乃生崎より同市小瀬居島北端見通線と同市櫃石島南端より同市岩黒島東北端見通延長線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と同市小瀬居島北端を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>すべての小型機船底びき網漁業</p>
<p>（坂出市与島東側小与島周辺海域）</p> <p>1 坂出市与島南端と、同与島南端より高松市小槌島頂見通線と坂出市与島地先北備讃瀬戸大橋3P南東端より同市小与島南端見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、同市小与島北西端より同市小与島東北端見通延長線と同市与島地先北備讃瀬戸大橋3P南東端より同市小与島南端見通延長線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と同市小与島西北端を結ぶ直線</p> <p>4 同小与島西北端と同市与島東北端を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>すべての小型機船底びき網漁業</p>

<p>(坂出市岩黒島東側海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 坂出市岩黒島南端と、同岩黒島南端より岡山県倉敷市釜島南端見通線と坂出市歩渡島頂より同市小与島東北端見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同市歩渡島頂より同市小与島東北端見通線と同市岩黒島西北端より岡山県倉敷市釜島南端見通線との交差点(甲点)を結ぶ直線 3 甲点と坂出市岩黒島北西端を結ぶ直線 <p>上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>すべての小型機船底びき網漁業</p>
<p>(坂出市櫃石島東側海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 坂出市櫃石島南端と同市歩渡島西南端を結ぶ直線 2 同市歩渡島北端と、同歩渡島北端より岡山県倉敷市鷺羽山頂見通線と坂出市小与島東北端より同市櫃石島東北端見通線との交差点を結ぶ直線 3 同交差点と同櫃石島東北端を結ぶ直線 <p>上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>すべての小型機船底びき網漁業</p>
<p>(坂出市櫃石島北側下津井瀬戸海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡山県倉敷市久須見鼻と坂出市櫃石島東北端を結ぶ直線 2 同市櫃石島西端と岡山県倉敷市燈籠崎(西ノ鼻)を結ぶ直線 <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち香川県海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業(いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)</p>
<p>(丸亀市本島、同市広島周辺海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 丸亀市本島カジノ鼻と同市本島亀山鼻を結ぶ直線 2 同亀山鼻と同市本島モトドリ鼻を結ぶ直線 3 同モトドリ鼻と同市向島東端を結ぶ直線 4 同市向島西端と同市向島白岩頂を結ぶ直線 5 同白岩頂と同市弁天島頂を結ぶ直線 6 同弁天島頂と同弁天島頂より同市手島赤鼻見通線と同市広島葦鼻より岡山県倉敷市六口島南端見通線 	<p>小型機船底びき網漁業(なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)</p>

<p>との交差点を結ぶ直線</p> <p>7 同交差点と丸亀市広島葦鼻を結ぶ直線</p> <p>8 同市広島エンド鼻と同市広島観音鼻を結ぶ直線</p> <p>9 同観音鼻と同市本島黒鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3、4、5、6、7、8及び9の9直線と陸岸とによって囲まれた海域。ただし、上記の海域のうち5月1日から6月30日まで及び8月1日から12月31日までの間は、次の海域を除く。</p> <p>(1) 丸亀市本島フクベ鼻(ツムノ鼻)と同市弁天島頂を結ぶ直線</p> <p>(2) 同弁天島頂と同弁天島頂から同市手島赤鼻見通線と同市広島葦鼻から岡山県倉敷市六口島南端見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>(3) 同交差点と丸亀市広島葦鼻を結ぶ直線</p> <p>(4) 同市広島町立石地先白石と同白石から同市牛島ハッセン鼻見通線と同市本島黒鼻から同市広島観音鼻見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>(5) 同交差点と同市本島黒鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の5直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>(丸亀市手島周辺海域)</p> <p>1 丸亀市広島葦鼻と同市手島赤鼻を結ぶ直線</p> <p>2 同市手島加沙越鼻と同市広島カレイ崎西端を結ぶ直線</p> <p>3 同市手島高の越鼻と同市小手島北端を結ぶ直線</p> <p>4 同市小手島東南端と同市手島加沙越鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域。ただし、上記の海域のうち5月1日から6月30日まで及び8月1日から12月31日までの間は次の海域を除く。</p> <p>(1) 丸亀市広島葦鼻から同市手島赤鼻見通線と仲多度郡多度津町小島西端から丸亀市手島ニワトリ鼻(手島東端)見通延長線との交差点を結ぶ直線</p> <p>(2) 同交差点と同交差点から同手島ニワトリ鼻(手島東端)見通延長線と同市手島加沙越鼻と同市広</p>	<p>小型機船底びき網漁業(打瀬網漁業を除く。)</p>

<p>島カレイ崎西端見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>(3) 同交差点と同カレイ崎西端を結ぶ直線</p> <p>(4) 同市広島董鼻と同市広島市井浦二ッ頭鼻を結んだ直線</p> <p>(5) 同市広島青木浦北鼻と同市広島カレイ崎北端を結ぶ直線</p> <p>上記の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の5直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>(仲多度郡多度津町佐柳島東側海域)</p> <p>1 仲多度郡多度津町佐柳島東南端と同町小島頂を結ぶ直線</p> <p>2 同町小島東端と同小島東端より丸亀市広島エンド鼻と同市小手島西端より同市下真島頂見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>3 同交差点と、同市小手島西端より同市下真島頂見通線と仲多度郡多度津町佐柳島長崎鼻より丸亀市広島西岸沖ノ鼻見通線との交差点(甲点)を結ぶ直線</p> <p>4 甲点と仲多度郡多度津町佐柳島長崎を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業(打瀬網漁業を除く。)</p>
<p>(仲多度郡多度津町佐柳島西側海域)</p> <p>1 仲多度郡多度津町佐柳島西北端と、同佐柳島西北端より三豊市詫間町三崎黄金岩見通線と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻西端より岡山県笠岡市小飛島長崎見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻西端を結ぶ直線</p> <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業(打瀬網漁業を除く。)</p>
<p>(仲多度郡多度津町高見島海域)</p> <p>1 仲多度郡多度津町高見島板持鼻より丸亀市上真島頂見通線と同市本島カブラ崎より仲多度郡多度津町高見島高須崎見通線との交差点</p> <p>2 1と同町高見島板持鼻を結ぶ直線</p> <p>3 1と同町高見島高須崎を結ぶ直線</p> <p>4 同町高見島板持鼻と同町二面島北端を結ぶ直線</p>	<p>小型機船底びき網漁業(打瀬網漁業を除く。)</p>

<p>5 同町高見島高須崎と同町二面島北端を結ぶ直線 上記の2、3、4及び5の4直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>(三豊市詫間町高谷鼻から同町三崎西北端(ハヤ崎)までの海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 三豊市詫間町高谷鼻東端と同市詫間町三玉岩を結ぶ直線 2 同三玉岩と同町戸野崎を結ぶ直線 3 同戸野崎と同町香田鼻を結ぶ直線 4 同香田鼻と同町伊佐古鼻を結ぶ直線 5 同伊佐古鼻と同町観音鼻(積浦)を結ぶ直線 6 同観音鼻(積浦)と同町箱崎を結ぶ直線 7 同箱崎と同町室浜防波堤突端より岡山県笠岡市真鍋島去浜鼻見通線上最大高潮時海岸線より300メートルの点を結ぶ直線 8 同点と三豊市詫間町三崎西北端(ハヤ崎)より岡山県笠岡市六島大鳥鼻見通線上最大高潮時海岸線より400メートルの点(甲点)を結ぶ直線 9 甲点と三豊市詫間町三崎西北端(ハヤ崎)を結ぶ直線 <p>上記の1、2、3、4、5、6、7、8及び9の9直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業(なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)</p>
<p>(三豊市詫間町三崎から香川、愛媛県境までの海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 三豊市詫間町三崎西端と同町古三崎を結ぶ直線 2 同古三崎と同市丸山島西南端を結ぶ直線 3 同丸山島西南端と同市大蔦島西端を結ぶ直線 4 同大蔦島西端と同市仁尾町チチブ岬より観音寺市円上島頂見通線上最大高潮時海岸線より300メートルの点を結ぶ直線 5 同点と同市高室町九十九崎より同市円上島頂見通線上最大高潮時海岸線より100メートルの点(甲点)を結ぶ直線 6 甲点と同市観音寺町観音寺港北防波堤灯台より同市伊吹島赤崎見通線上最大高潮時海岸線より100メ 	<p>小型機船底びき網漁業(なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)</p>

<p>一トルの点（乙点）を結ぶ直線</p> <p>7 乙点と同市豊浜町豊浜港防波堤突端より同市伊吹島赤崎見通線上最大高潮時海岸線より200メートルの点（丙点）を結ぶ直線</p> <p>8 丙点と同市豊浜町箕浦防波堤突端より三豊市詫間町三崎見通線上最大高潮時海岸線より200メートルの点（丁点）を結ぶ直線</p> <p>9 丁点と香川、愛媛県境余木崎より観音寺市伊吹島赤崎見通線上最大高潮時海岸線より500メートルの点（戊点）を結ぶ直線</p> <p>10 戊点と香川、愛媛県境余木崎を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3、4、5、6、7、8、9及び10の10直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>（三豊市志々島周辺海域）</p> <p>1 三豊市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通延長線と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻より同町高見島西南端見通延長線との交差点（甲点）と三豊市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通線と仲多度郡多度津町小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線</p> <p>2 乙点と、丸亀市下真島頂より三豊市志々島南端見通延長線と仲多度郡多度津町小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線との交差点（丙点）を結ぶ直線</p> <p>3 丙点と、丸亀市下真島頂より三豊市志々島南端見通線と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻より同町高見島西南端見通延長線との交差点（丁点）を結ぶ直線</p> <p>4 丁点と甲点を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）</p>
<p>（三豊市粟島周辺海域）</p> <p>1 三豊市粟島毛戸鼻と同毛戸鼻より同市詫間町観音鼻（積浦）見通線と同市粟島竹浦南端より同市粟島竹浦西端見通延長線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、同粟島竹浦西端より同市粟島竹浦南端見通延長線と同市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p>	<p>小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）</p>

<p>3 甲点と、同市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通線と仲多度郡多度津町小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線</p> <p>4 乙点と仲多度郡多度津町小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線と同市粟島最北端より同市粟島地先矢倉石見通延長線との交差点（丙点）を結ぶ直線</p> <p>5 丙点と同市粟島最北端を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3、4及び5の5直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>（観音寺市伊吹島、股島、小股島及び円上島周辺海域）</p> <p>観音寺市伊吹島、同市股島、同市小股島及び同市円上島各島周辺最大高潮時海岸線より150メートルの距離の線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）</p>

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水 産 動 植 物	禁 止 期 間	禁 止 区 域
1 あゆ	1月1日から5月31日まで	海面及び内水面
2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
3 ちぬ（全長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
4 がざみ（甲幅13センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
5 くるまえび（体長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
6 あさり（殻長2.5センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
7 はまぐり（殻長3センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
8 はまぐり（殻長3センチメートルを超えるものに限る。）	6月1日から8月31日まで	海面
9 みるくい	4月21日から11月30日まで	海面
10 なまこ	4月1日から10月31日まで	海面
11 あじも又はがらも	周年	海面

12 こい（全長18センチメートル以下のものに限る。）

周年

内水面

2 第4条第1項第29号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、前項の表の第2号の規定は適用しない。

3 第1項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（遊漁者等の漁具漁法の制限）

第40条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

（1）竿釣及び手釣（船舶を使用するものでまきえ釣り及びまだこ釣りを行うものを除く。）

（2）たも網又は叉手網

（3）投網（船舶を使用しないものに限る。）

（4）やす、は具（船舶を使用しないものに限る。）

（5）徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

（1）漁業者が漁業を営む場合

（2）漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

（3）試験研究のために水産動植物を採捕する場合

3 第1項の規定により水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第41条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

（漁場内の岩礁破碎等の許可）

第42条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事

に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該土砂、岩石又は岩礁の所在する場所
- (3) 破碎又は採取する目的
- (4) 破碎又は採取の時期及び期間
- (5) 漁業権の免許番号
- (6) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

（試験研究等の適用除外）

第43条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の自給（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 適用除外の事項

- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

8 第25条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

第4章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第44条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(船長等の乗組み禁止命令)

第45条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、

当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機等の備付け命令)

第46条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第47条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

(1) 第2号様式による信号旗Lを掲げること。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第5章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第48条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

2 内水面における前項に規定する漁場の標識は、12センチメートル角以上とし、漁場付近の土地又は水面で見やすい場所に地上又は水面上1.5メートル以上の高さに建設し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 漁業権の免許番号
 - (2) 漁業の種類及び名称
 - (3) 漁場の位置及び区域
 - (4) 漁業権者（共有の場合はその代表者）の住所及び氏名又は名称
 - (5) 漁業時期
 - (6) 免許年月日
- （標識の書換え又は再設置等）

第49条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

（定置漁業等の漁具の標識）

第50条 海面において定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては第3号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

（延なわ漁業及び流しさし網漁業の漁具の標識）

第51条 海面において次に掲げる漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹なわ又は網の両端に、水面上0.5メートル以上の高さのボンデンをつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

- (1) たい、はも延なわ漁業
- (2) あなご延なわ漁業
- (3) 流しさし網漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第52条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第53条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反した者

(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けた条件に違反した者

(3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第55条 第25条第1項(第43条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第54条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第57条 第17条第2項、第19条第2項若しくは第25条第3項(第43条第8項において準用する場合を含む。)の規定、第26条から第28条まで、第

30条第1項若しくは第2項（これらの規定を第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定、第33条第12項の規定又は第43条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
（香川県内水面漁業調整規則及び香川県漁業調整規則の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - （1）香川県内水面漁業調整規則（昭和40年香川県規則第43号）
 - （2）香川県漁業調整規則（平成20年香川県規則第7号）
（内水面の採捕の許可に関する経過措置）
- 3 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）附則第29条の規定により第33条第1項の規定によってしたものとみなされる前項の規定による廃止前の香川県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第6条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第13条の規定は、なおその効力を有する。
（試験研究等の適用除外に関する経過措置）
- 4 改正法附則第29条の規定により第43条第1項の規定によってしたものとみなされる旧内水面規則第28条第1項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第28条第6項の規定は、なおその効力を有する。
- 5 改正法附則第29条の規定により第43条第1項の規定によってしたものとみなされる附則第2項の規定による廃止前の香川県漁業調整規則（以下「旧海面規則」という。）第46条第1項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧海面規則第46条第6項の規定は、なおその効力を有する。
（漁業の許可に関する経過措置）
- 6 改正法附則第8条第1項の規定により機船船びき網漁業の許可を受けたものとみなされる者については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧海面規則第44条の規定は、なおその効力を有する。
（うなぎ稚魚漁業に関する経過措置）
- 7 第4条第1項第29号の規定は、この規則の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

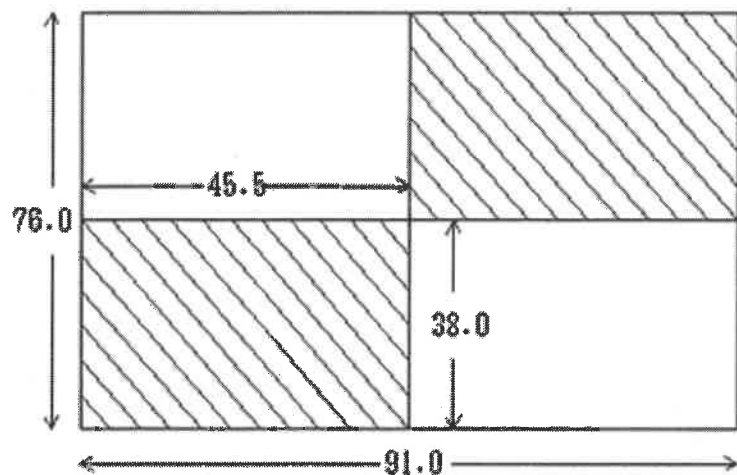
- 8 この規則の施行の日前にした行為及び附則第3項から附則第6項までの規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第1号様式（第31条関係）

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち打瀬網漁業	カワ打123
小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業	カワ自123
上記以外の小型機船底びき網漁業	カワ123
瀬戸内海機船船びき網漁業	カワひき123

備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

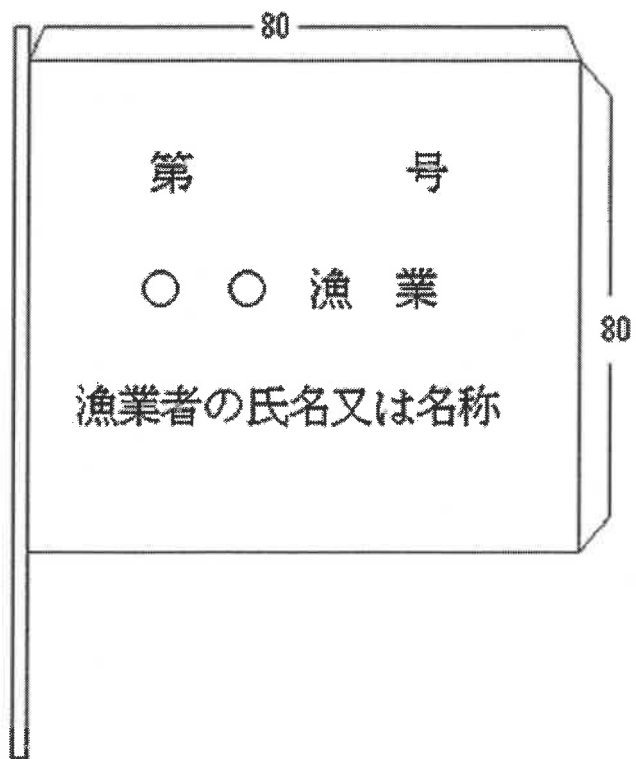
第2号様式 (第47条関係)



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

第3号様式（第50条関係）



備 考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。